



就業不能

健康上の理由で、長期にわたり仕事ができない、または、パートタイムでしか働くことができないときは、場合によって、就業不能保険

□Invalidenversicherung IV | assurance invalidité AI□

（Invalidenversicherung IV | assurance invalidité AI□）から経済援助を受けることが可能です。就業不能保険は金銭だけではなく、受給者の再雇用や社会復帰のための支援もおこなっています。

就業不能保険

就業不能保険 (IV | AI) は国が管轄しています。成人は、ほとんどの場合、就業不能保険料を支払わなければなりません。会社に雇用されている場合は、毎月、賃金から保険料が差し引かれ、会社がその半額を負担しなければなりません。個人事業主、非就労者の支払い方法、金額などについてはお住まいの地域の AHV|AVS 支局までお問い合わせください。

就業不能保険の適用

健康上（身体的および精神的）の理由で一年以上仕事ができない、または、パートタイムでしか働くことができない場合は、就業不能保険 (IV | AI) を受け取ることができます。就業不能保険は年金のかたちで毎月支払われます。これは、被保険者の就業が、怪我や病気が原因で難しいと判断された場合のみに限ります。それに先立ち、IV | AIでは受給者が再雇用につくための支援もしています。就業不能保険の受給申請は居住地のベルン州就業不能保険課で行います。

補足給付

就業不能保険 (IV | AI) やその他の給付金の援助（年金など）を受けてもまだ生活が困難な場合は、補足給付□Ergänzungsleistungen | prestations complémentaires□

（Ergänzungsleistungen | prestations complémentaires□）の制度があります。申請は居住地の AHV | AVS支局で行います。給付金の受給資格には明確な基準があります。補足給付の財源は国民の税金です。

詳細（リンク、連絡先、冊子、リーフレット）

www.hallo-bern.ch/ja/social-security/disability